

**学園の教育目標**  
心豊かに学び合い、自他ともに高まろうとする児童・生徒の育成

**めざす児童・生徒像**

- ・すすんで学び合い、創造しようとする児童・生徒
- ・思いやりの心をもって、創造しようとする児童・生徒
- ・心身共にたくましく、健康で最後までねばり強くやりぬく児童・生徒

**重点目標**  
『つながり合う集団づくり、学び合う授業づくり』

**内中原小 いじめ防止に関わる基本方針**

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、どの学級でも、どの子にも起こり得ることから、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重して教育委員会や家庭、地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

**基本理念**

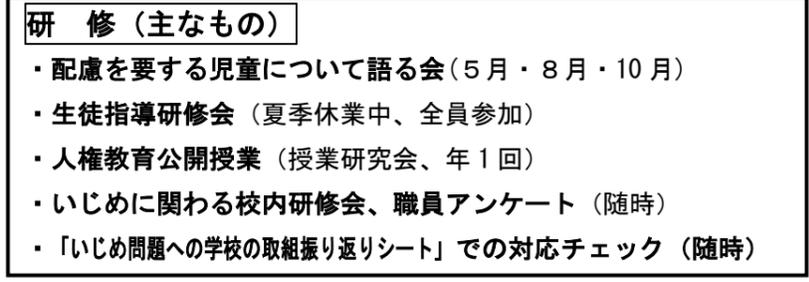
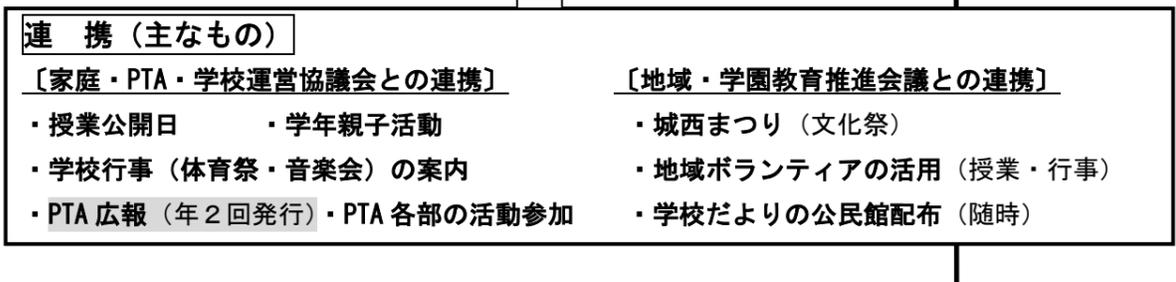
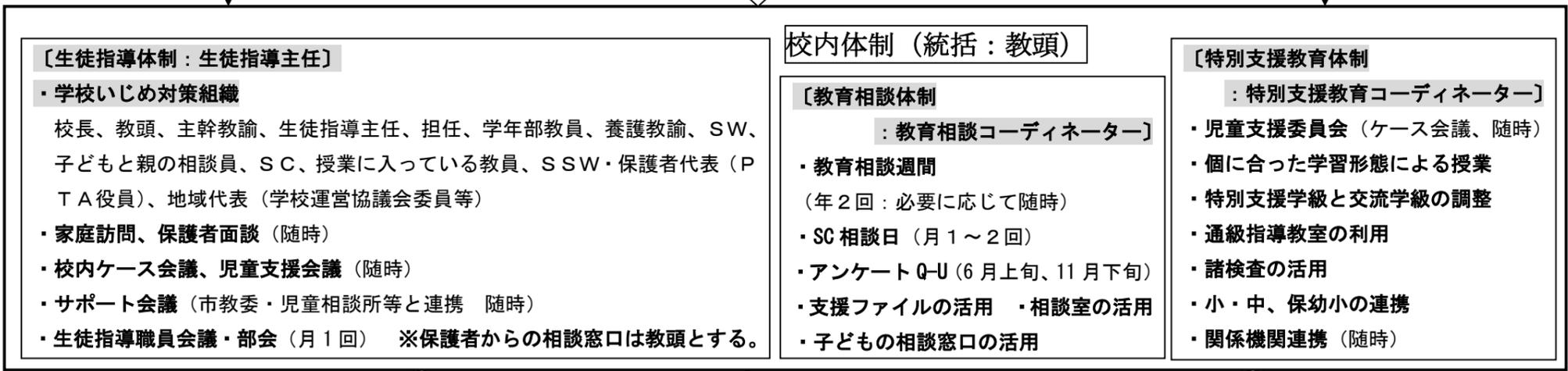
- ・いじめはどの学級でも、どの子にも起こり得る。学校全体で早い時期に気づき、積極的にかかわり合い、重大な事態にならないように対応を進める。
- ・いじめは子どもの尊厳を脅かす重大な人権侵害である。いじめを受けた子どもの生命・安全をしっかりと守りぬく姿勢を明確にして対処する。
- ・子どもがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、望ましい集団や学校づくりのために自ら考え行動していける場や機会を整える。

**学校教育目標**  
『心身ともに健全で調和のとれた実践人の育成』  
—主体的・協働的に学び合い、未来を創造する子どもの育成—  
《児童像》

- ・かながえぬく子 ・がんばりとおす子
- ・やさしさあふれる子 ・きたえつづける子

**生徒指導でめざす児童の姿**

- ・学習や生活のめあてをもち、その実現に向けて意欲的に取り組み、努力を続ける姿。
- ・自他を尊重し、思いやりをもってお互いを認め合い、自らを律して行動する姿。
- ・健康安全に対する自己管理能力を高め、節度ある生活をしようとする姿。



**いじめの未然防止のための取組**

○全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自尊感情を育て、組織的にいじめを生まない風土づくりに取り組む。

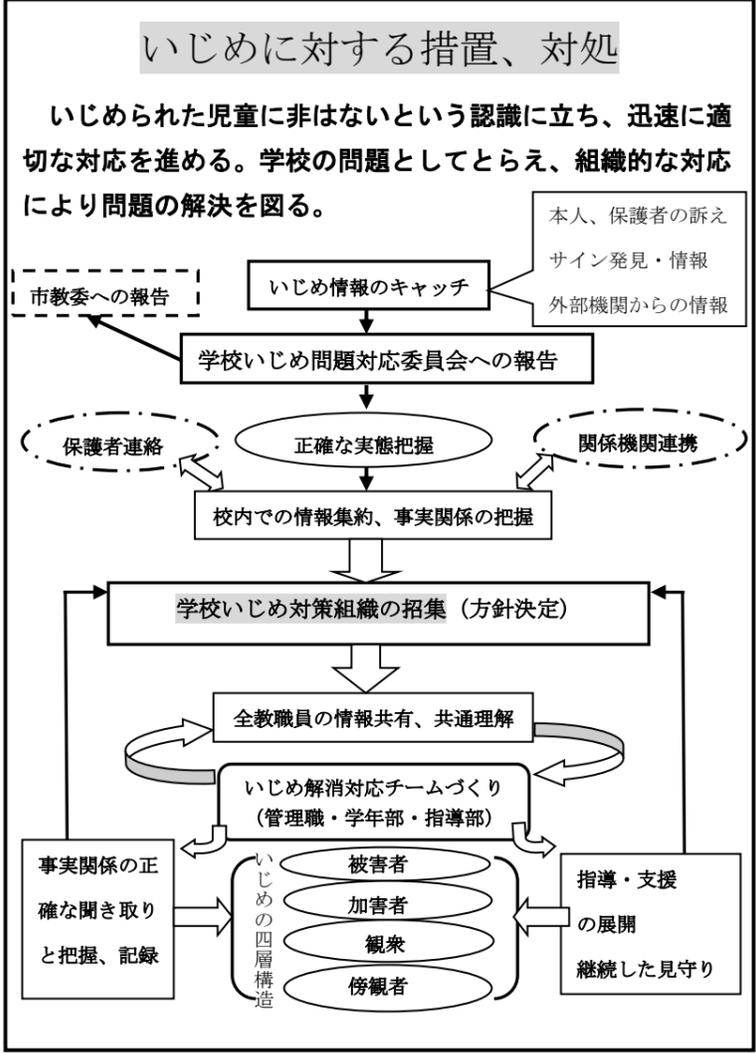
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり**
  - ・ 児童同士の関わり合いを取り入れた「分かる授業」
  - ・ 一人一人を大切にする「学級づくり」
  - ・ ふれあい週間や行事など年間を通じた異学年交流
  - ・ 学習や学校行事における個々の成長支援と体験に基づく自尊感情の育成
  - ・ 専科教員や支援員と連携を密にした学習支援体制づくりと授業における支援の工夫
- 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる**
  - ・ 人権教育の充実（人権旬間、人権同和教育に関する授業の公開）
  - ・ 道徳教育の充実（道徳の時間）
  - ・ 情報モラル・デジタルシチズンシップ教育の充実
  - ・ 体験活動の充実（生活科・総合的な学習の時間）
  - ・ 特別な支援を要する児童に係わる理解教育
- 取組の見直しと充実**
  - ・ 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」等を活用。自己評価をしながら充実を図る。
  - ・ 学校評価での評価を行い、取組の改善を図る。

**いじめの早期発見**

○日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、児童や学級の様子を定期的に把握する。

○些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せず直ちに全てを対応委員会に報告・相談する。

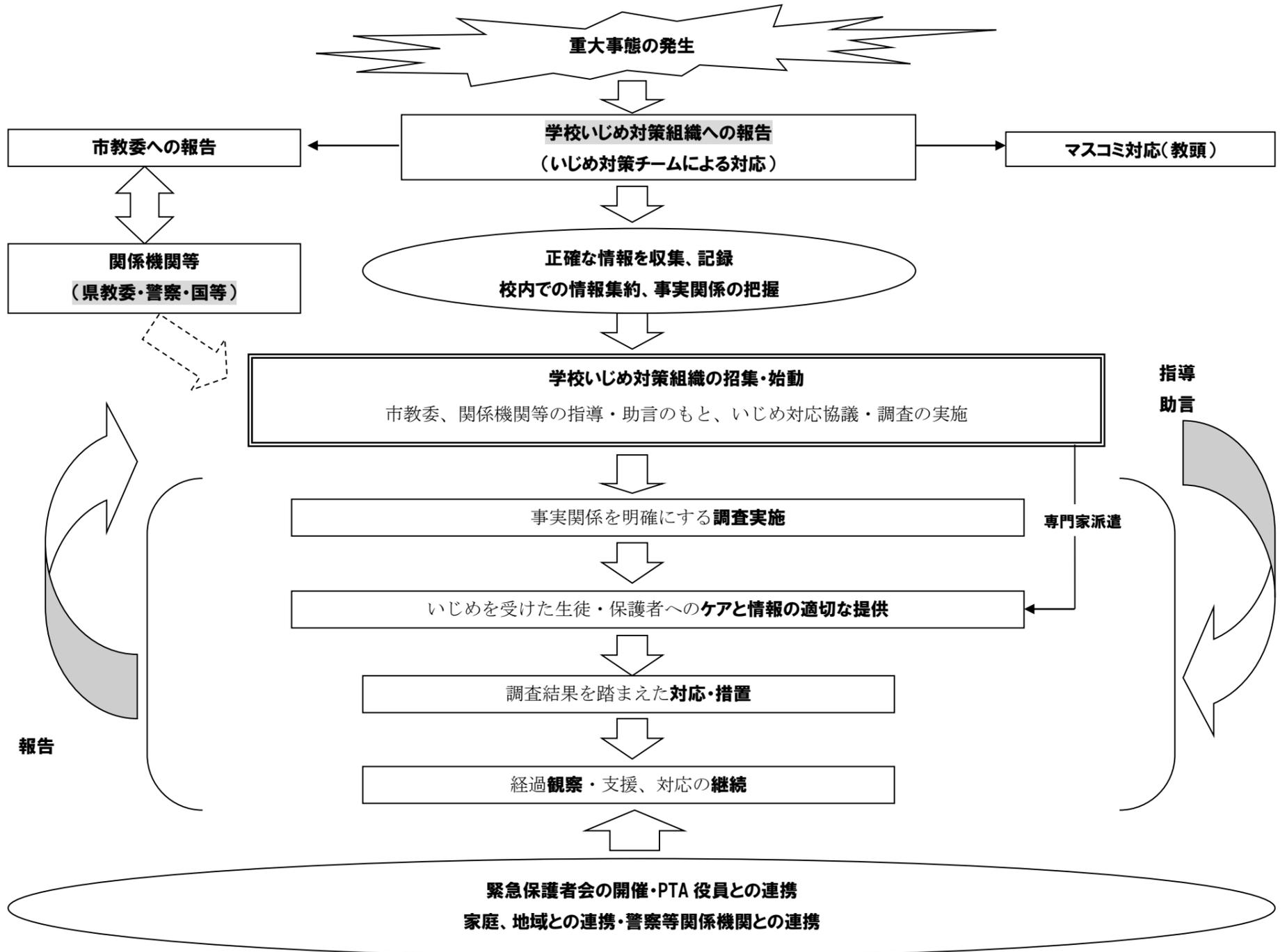
- 日々の観察**
  - ・ 朝の健康観察や授業、休憩、給食、清掃、放課後等での児童の様子や会話に目を配る。
  - ・ ケンカやふざけ合いであっても事情を調査し、いじめに該当するかどうかを判断する。
- 日記等による交流**
  - ・ 日記や作文などの記載から児童の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。
- 教育相談、子どもの相談窓口**
  - ・ 年2回、教育相談週間を設け、全員の児童と面談する。
  - ・ 担任以外の教員に常時相談できる環境を整える。
- アンケートや調査**
  - ・ アンケートQ-Uや生活振り返りアンケートから児童の実態を把握する。
- 相談機関や相談電話の紹介、案内**
  - ・ 市の「いじめホットライン」を含む相談機関や相談電話の紹介や案内によって、校内に限らずいじめの訴えを幅広く捉える。



# 重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、直ちに教育委員会に報告する。以降は教育委員会の判断に従い対応を進める。調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年度3月 文部科学省)に沿って対応する。

- 重大事態**
- ①いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
    - ・児童が自死を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ②いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - ・年間30日目安
    - ・一定期間連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手。
- ※子どもや保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。



※1 ネット上にいじめなどに通じる不適切な書き込み等を発見した場合

- ① プロバイダに連絡し、直ちに削除する措置をとって、被害の拡大を防ぐ。
- ② 市教委に連絡し、適切な支援を依頼する。

※2 いじめが解消している状態について

- ・「いじめが解消している」状態とは、「いじめに係る行為が完全に止んでいること」、「被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないこと」とする。

参考 《いじめ初期対応の基本》(生徒指導推進室より)

- さ 最悪の事態を想定して
- し 慎重に
- す 素早く
- せ 誠意をもって
- そ 組織をあげて